

大阪府告示第1639号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の3第1項の規定により、次の1のとおり放置等を禁止する物件を指定し、次の2のとおり当該物件に係る放置等を禁止する区域を指定する。

これらの指定は、平成21年11月12日から効力を生ずるものとする。

平成21年11月2日

大阪府知事 橋下 徹

- 1 放置等を禁止する物件
船舶、いかだ、船台及び浮棧橋
- 2 放置等を禁止する区域
深日港深日地区の一部（別図のとおり）

